[事案 2020-371] 入院給付金支払請求

・令和4年2月18日 裁定打切り

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年2月から3月にメニエール病で入院(入院①)し、その後、精神疾患により同年7月から9月(入院②)、平成29年2月(入院③)、平成30年9月から10月(入院④)、平成31年2月(入院⑤)、令和元年12月から令和2年1月に入院(入院⑥)したため、平成24年7月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、入院①の5日間分については支払われたものの、それ以外の期間は支払われなかった。しかし、いずれも入院の必要性があったことから、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

入院給付金を支払った期間以外は、入院の必要性が認められず、約款に規定する入院には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院に関する経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)入院②から⑥について、医療記録等を検討しても、当該入院中の申立人の精神疾患の内容・程度が、「自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」必要に至っていたかどうか明らかでない。
- (2) 精神疾患における入院の必要性の判断は難しく、精神科の医師によりなされることが適切だが、本件病院には精神科はなく、担当医は精神科を専門とする医師ではなかった。そして、医師作成の診療情報提供書および回答書には、入院の必要性を基礎づける事情は何も記載されておらず、同資料のみから入院の必要性について判断することは困難である。
- (3)入院②から⑥における入院の必要性の有無について適切に判断するためには、精神科を専門とする医師による診断や鑑定、証人尋問等が不可欠と考えられるが、当審査会は、このような手続を有しておらず、本件は裁判所の判断に委ねることが適切である。